



平成 27 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エス・ビー  
代表者名 代表取締役社長 若尾 逸雄  
(コード番号 9702 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 川崎 工三  
(TEL. 03-3490-1761)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 3 日（火）開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

### 【本資金調達の目的】

当社グループは、1970 年に汎用系・業務系システム開発及びシステム運用を中心とした情報サービス企業として創立して以来、我が国が本格的な高度情報化社会を迎える当初から、特に移動体通信分野の発展性にいち早く着眼し、同分野を事業の柱とすることで成長を遂げて参りました。これからも、最先端の技術へ積極的に挑み、同分野の発展をリードすることはもちろん、それら無線通信分野での技術力とクラウド環境構築ノウハウ、幅広いソフトウェア開発技術力等の強みを相乗的に活かし、社会の発展に貢献する企業であり続けたいと考えております。また、当社グループは、ますます複雑化する ICT 社会において、高度化・多様化するニーズに応え得る優秀な人材と技術力を提供するために日々研鑽に努め、常にお客様の満足する技術とサービスの提供を目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、企業業績の回復を背景とした設備投資増加の中にあつて、IT 投資が引き続き好調であり、ソフトウェア開発をはじめとする IT 関連全般において人手不足の状況が続いております。このように景況感好転の中にあつて、市場は需要過多の状態に移り、需給ひっ迫による受注単価の上昇も一部でみられるようになり、当業界においても、ようやくデフレ脱却の機運がみられる状況となりました。このような事業環境のもと、当社グループの更なる飛躍のためには、従来の受託開発型の事業にとどまることなく、これまで以上に積極的に新事業の確立に取り組み、利益率の向上と収益源の多様化を図り、成長を加速して参りたいと考えております。

新事業として取り組んで参ります主要分野は、得意領域である M2M や無線通信技術を利用した分野及び高齢化社会を迎え今後も需要が見込まれる医療関連分野であり、これらの分野で、自社製品開発によるサービス提供型の事業を展開して参りたいと考えております。

今般の新株式発行及び自己株式の処分による調達資金を、自社製品開発への投資及び借入金の返済に充当することにより、当社グループの持続的な成長のための事業基盤の充実と財務基盤強化を進め、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指して参ります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 437,800株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年3月11日（水）から平成27年3月16日（月）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券株式会社及びマネックス証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成27年3月23日（月）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 普通株式 545,200株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。  
また、一般募集における処分価格（募集価格）は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成27年3月23日（月）

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 147,000株  
 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本株式の売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集の需要状況等を勘案し、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一の金額とする。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集の需要状況等を勘案した上で、147,000株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成27年3月24日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

### 4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 普通株式 147,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 平成27年4月14日（火）
- (6) 払 込 期 日 平成27年4月15日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が1億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、147,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年3月3日（火）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を平成27年4月15日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年4月10日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	4,521,000株	(平成27年3月3日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	437,800株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	4,958,800株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	147,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	5,105,800株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記<ご参考>1.に記載のとおり変更する可能性があります。

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	545,206株	(平成27年3月3日現在)
(2) 処分株式数	545,200株	
(3) 処分後の自己株式数	6株	

### 4. 調達資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限919,738,000円については、542,000,000円を販売用の新製品開発資金に、残額を平成27年12月期末までに運転資金として借り入れられている借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、当社は、販売用新製品として、下記の開発を予定しております。

販売用新製品の内訳	充当予定金額	支出予定時期
レセプト（診療報酬明細書）のチェックのためのクラウドシステム	250,000,000円	平成27年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	42,000,000円	平成27年12月期末まで
自治体向けマイナンバー管理システム	150,000,000円	平成28年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	100,000,000円	平成28年12月期末まで
合計	542,000,000円	

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、収益基盤の拡大に繋がり、将来の業績に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

株主への利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置づけ、健全な財務体質の維持とそれを背景とする積極的な事業展開を図るべく、各期の業績、将来の投資や事業展開等についての戦略又配当性向等を総合的に勘案し利益を配分することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(3) 内部留保資金の用途

上記(1)に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
1株当たり連結当期純利益	79.17円	58.40円	119.27円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	20円 (-円)	20円 (-円)	25円 (-円)
実績連結配当性向	25.3%	34.2%	21.0%
自己資本連結当期純利益率	8.6%	6.0%	11.2%
連結純資産配当率	2.1%	2.0%	2.3%

- (注) 1 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
- 2 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
- 3 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首の少数株主持分控除後の連結純資産合計と期末の少数株主持分控除後の連結純資産合計の平均）で除した数値であります。
- 4 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値であります。
- 5 平成26年12月期の数値は未監査の連結財務諸表に基づいております。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	377 円	505 円	796 円	970 円
高 値	525 円	892 円	1,370 円	1,055 円
安 値	356 円	490 円	658 円	888 円
終 値	505 円	768 円	979 円	919 円
株価収益率	6.4 倍	13.1 倍	8.2 倍	—

(注) 1 株価は、株式会社東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 平成27年12月期の株価については、平成27年3月2日現在で表示しております。

3 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益（平成26年12月期の数値は未監査）で除した数値であります。なお、平成27年12月期については、未確定のため表示しておりません。

#### ③ 過去5年間に行われた第三者割当増資による割当先の保有方針等の変更等

該当事項はありません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社若尾商事及び若尾一史は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。